

令和5年12月20日

## 福岡Bブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和5年12月19日、久留米市の久留米西鉄タクシー株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、福岡Bブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める要請・申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

### 1. 申請者

事業者名：久留米西鉄タクシー株式会社

住 所：福岡県久留米市国分町御供田1596番地

### 2. 運賃変更申請の概要（普通車申請分を抜粋）

#### 【初乗運賃】

車種区分	申請運賃
普通車	1.5kmまで 900円

車種区分	現行運賃
普通車	1.5kmまで 700円

#### 【加算運賃】

車種区分	申請運賃
普通車	276mまで 80円

車種区分	現行運賃
普通車	286mまで 80円

#### （※1）福岡Bブロック（運賃が適用される地域）

宗像市、福津市、久留米市、大牟田市、うきは市、大川市、筑後市、柳川市、八女市、みやま市、朝倉市、小郡市、朝倉郡、八女郡、三潞郡、三井郡、飯塚市、田川市、直方市、宮若市、嘉麻市、田川郡、鞍手郡、嘉穂郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

#### （※2）福岡Bブロック 事業者数及び車両数（令和5年12月19日現在）

事業者数：94者

車両数：1,940両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527



九州運輸局